

閣令  
文部省令  
農林省令  
商工省令  
逓信省令  
厚生省令  
第 號

昭和二十年勅令第五百四十二號（ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件）に基く昭和

二十年閣令  
文部省令  
農林省令  
商工省令  
逓信省令  
第一號を次のやうに改正する。

年 月 日

内閣總理大臣 吉 田 茂  
文 部 大 臣 田 中 耕 太 郎  
農 林 大 臣 堀 田 博 雄  
商 工 大 臣 星 島 二 郎

逓 輸 大 臣 平 塚 常 次 郎  
厚 生 大 臣 河 合 良 成

第一條中「大東亞戰爭」を「今次ノ戰爭」に改める。

第二條 科學又ハ技術ニ關スル研究所、實驗所、試験所、調査機關等ハ専ラ臨床診斷ヲ行フ醫學研究所ヲ除ク以下研究所等ト稱ス。ノ經營者ハ主務大臣ノ定ムル格式ニ依リ過去六箇月ノ

実績及次ノ六箇月間ノ計畫ニ關スル事業報告書七通（和文一通及英文六通）ヲ毎年一月一日及七月一日現在ノ狀況ニ基キ作成シ毎年一月二十日及七月二十日迄ニ主務大臣ニ提出スベシ

第三條ノ二 研究所等ノ經營者ハ昭和二十一年七月一日現在ノ狀況ニ基キ主務大臣ノ定ムル格式ニ依リ作成シタル報告書ヲ提出スル際ニ昭和十五年一月一日ヨリ昭和二十年八月三十一日

ニ至ル期間ニ於テ該シタル總テノ研究ヲ記載シタル報告書ヲ提出スベシ

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。